

令和4年8月22日

第8回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第8回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年8月22日（月） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

14 番 〇〇〇〇〇 , 15 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	大隅支所長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政課	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和4年8月22日（月） 午前10時39分

令和4年第8回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|----------|---|
| 議案第 67 号 | 農地法第 3 条 賃貸借権及び使用貸借権による許可申請について |
| 議案第 68 号 | 農地法第 3 条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第 69 号 | 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第 70 号 | 農地法第 4 条による許可申請について |
| 議案第 71 号 | 農地法第 5 条による許可申請について |
| 議案第 72 号 | 非農地証明願について |
| 議案第 73 号 | 農地の用途変更届 (200 m ² 未満) について |
| 議案第 74 号 | 農用地等のあつせんについて |
| 議案第 75 号 | 農用地利用集積計画について (利用権設定) |
| 議案第 76 号 | 農用地利用集積計画について (所有権移転) |
| 議案第 77 号 | 事務局職員の人事異動の承認について |

(2) 報告第 8 号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第8回農業委員会総会

令和4年8月22日（月） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。7月、8月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第8回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。14番〇〇〇〇〇〇委員、15番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第67号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部6号について、8月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人は就労継続支援B型事業所で、3条許可を条件とする賃貸契約を譲渡人と令和4年4月に交わし、申請農地には既に甘藷を作付しておりますが、今回、改めて許可を得ようとするものです。通作距離については、譲受人の住所が霧島市国分ですが、財部駅前にも事業所を置いている為、圃場まで5分程度で問題ありません。出荷先は、苗を供給してもらった〇〇〇〇〇〇に出荷予定です。調査結果の総合意見は、譲受人は、障害者の就労支援事業における農作業科目として利用し、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響ありません。なお、農地所有適格法人以外の法人である為、農地法第3条第2項に該当しますが、農地の権利移動の不許可の例外規定のうち、農地法施行令第2条第1項第1号のハに定められる社会福祉事業を目的とする法人が業務の運営に必要な施設の用に供する場合と認められる為、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第67号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第68号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉71号について、8月7日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 72 号について、8 月 7 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、既に水稻を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 73 号について、8 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 74 号について、8 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませんでしたが、他の要件を満たしていないところがありました。現在、申請のあった農地には、隣接する農地 2 筆と一体として甘藷が作付されております。これは、隣接する農地の所有者である○○○○○さんが借り受けて耕作しているもので、今回、申請人自身が甘藷の作付を行うとの申請でしたが、聞き取りの結果、自身で耕作せず、現在の耕作者へそのまま貸付される予定であることが判明しました。調査結果の総合意見は、今回の許可申請に関しては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件を満たしているとは言えない為、不許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○6 番委員 (○○○○○)

○○○○○さんの目的は、何ですか。

○14 番委員 (○○○○○)

目的以外にという事は、だめですと再検討して下さいと伝えてあります。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員よろしいですか。

○6 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (○○○○○)

なぜこの値段になったのですか。

○4 番委員 (○○○○○)

家を造っていて、残りの部分を家を造った部分の同額でというような事になったみたいです。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員よろしいですか。

○13 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

議案第 68 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、財部 74 号を除いて、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、財部 74 号を除いて、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 69 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 38 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が道路を挟んで山林、北が畑であります。目的実現の確実性は、携帯電話無線基地局を設置する具体的計画があり実現確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、携帯電話無線基地局を設置する面積 4 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、許可不要である携帯電話無線基地局を整備することから、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 39 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、榎木段自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を設置する具体的計画があり実現確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、一般住宅を設置する 500 m²は、一般住宅 1 棟 121.83 m²及び駐車場 16.5 m²を整備するもので適当と思います。排水等については、雨水は側溝に放流し、污水及び生活雑排水は、合併浄化槽を設置するので問題ないと思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部 40 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が畑、北が道路を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書が添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積 2,031 m²に杉 210 本を植林済で、周囲の状況からみて適当と思います。排水等については、雨水のみで、自然流下で側溝に放流するので支障はないと思います。被害防除につきましては、現状のままで利用し、緩衝地を設けることから特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま、平成 24 年頃に申請地に杉を植林していたものです。ついては、植林後から 10 年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われる事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 69 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 70 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部 52 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま、平成 24 年頃に申請地に杉を植林していたものです。ついては、植林後から 10 年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 70 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 71 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 69 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、川内後自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されているので確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 429 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除については、コンクリートブロックによる擁壁を設置し、誓約書も添付されている為に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 70 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、六

○推進委員 (○○○○○)

○15 番委員 (○○○○○)

○14 番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号大隅 74 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、元八幡自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と田、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が宅地と田であります。目的実現の確実性は、今年度の予算書が添付されており確実です。また、県農林振興課と協議の上、来年度以降の年度別予算計上予定で、間違いなく予算計上する旨の確約書が添付されています。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一体

利用で全体面積 7,127.52 m² に大隅支所庁舎 1 棟 1,800 m², 公用車駐車場 2 棟 345 m² 及び来庁者用駐車場 2,450 m² を設置するもので適当と思います。なお、開発行為にかかる許可については、公益性の高いものの中で市役所本庁舎であれば必要となりますが、支所庁舎であれば不必要であるとの事でした。排水等については、水路放流、汚水及び生活排水は、合併浄化槽を設置する事で問題ないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、市役所庁舎から 300m 以内に位置する第三種農地に該当します。今回の庁舎移転は、災害対応の観点からも急務であり、これまでも市としても候補地の検討を重ねたとの事で、県と協議を行ったところ申請に至ったとの事でした。ついては、第三種農地の 300m 以内農地に該当する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。大隅支所の事で皆様の方から質問があるのではないかとという事で、本日は、大隅支所長の〇〇〇〇〇さんに同席して頂いてますので、質問のある方はよろしくお願いします。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 75 号について、8 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上須田木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が畑、南が山林、北が道路を挟んで山林であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実だと思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,894 m² に薪乾燥用倉庫 2 棟、資材置場、通路作業スペースを設置するもので適当と思います。なお、乾燥用倉庫のうち 1 棟は、譲渡人において、平成 8 年に許可を得ずに牛舎として建築し、平成 18 年まで牛舎として使用していたものを、今回、譲渡人において乾燥用倉庫として利用するとの事でした。排水等については、雨水のみ自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。建築物 2 棟のうち 1 棟は、建築済で、もう 1 棟は、既に着工しており、農地への復旧は困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「はい」の声あり)

○3 番委員 (〇〇〇〇〇)

74 号についてお伺いします。市が購入するのはいつも高いですけど、価格はいくらだったのか教えてください。

○大隅支所長 (〇〇〇〇〇)

今のご質問ですけど、市としましては、いろいろ交渉致しました。その結果、農業委員会に申請しております地目が田、その他雑種地が 4 筆ありまして、現在も駐車場として使っている訳ですが、それを含めると合計金額 49,917,420 円です。個人から買う面積は、7,011 m² になります。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇)

この周りは、ほとんど田という事で、見通しの良い場所だと思いますが、隣接する田の所有者は、建物が建つ訳ですから許可等は得ているのですか。

○大隅支所長 (〇〇〇〇〇)

用地交渉につきましては、当然同意を得ておりますが、今言われました周辺の農地については、参考資料の 60 ページを見ていただくと北側になりますけど、田が 3 筆ほどあります。建物の影響と

いうのは、まだ説明しておりませんが、今後、了解を得ていきたいと考えております。

○18 番委員 (〇〇〇〇〇)

74号ですけど。耐震性がないという事で建替えじゃなくて耐震工事をするような事を最初聞いておりましたが、市民に対して説明があったんですか。

○大隅支所長（〇〇〇〇〇〇）

大隅地域振興検討委員会で大隅の校区公民館長に集ってもらい、会議をして頂きました。それと岩川市街地活性化検討委員会というのを平成30年7月30日に開きまして、その後、数回開催し、大隅支所の建替えについて検討して頂きました。大隅支所が昭和33年にできましてから64年経っております。耐震性というのは、ありませんので、耐震性をしようとなったんですが、教育委員会も10月に本庁に移転します。市民に対しての利便性という事で、平屋建てで新しいのを建設した方が良いという事になりました。併せて、大隅の中央公民館も建替えが必要だという事で中央公民館も併設するという事になりました。これにつきましては、毎年5月に市政説明会を開催しておりますが、今まで3回程3年間かけまして説明もしております。市民全員にというのは、今後、ワークショップ等で基本計画を作っていきますので、その中で説明していきたいと考えております。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇〇委員よろしかったでしょうか。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉71号につきまして、事務局に確認です。参考資料の41ページ、地番が1003番地ですが公衆

用道路となっておりますが、これも含めてでしょうかね。

○事務局（〇〇〇〇〇〇）

公衆用道路に関しては、財政課の管轄になりますが、〇〇〇〇〇〇におかれましては、財政課に払い下げの手続きをしているという事です。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

71号72号もですが、説明資料についているこの畜産経営環境保全に関する意見書は、意見書だけ添付されていて、畜産課の現地調査とか畜産課からの説明とかはなかったのですか。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

特に畜産課からの説明はなかったです。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

畜産経営環境保全に関する意見書については、畜産の環境保全推進協議会というのがありまして、そこで市民課・畜産課・農林振興課等で農業委員会も私の方で出席しております。現地に行きまして、本人への聞き取りをしまして、その後、現地から帰ってきてまして、問題はないのかという事で協議するという流れでございます。今回、私が気になったのは、〇〇〇〇〇〇の方が、計画で出されている近くに荒らしている農地がありましたので、この農地を耕作するなり管理をする事をしないとこの5条申請については、許可にならない可能性がありますよ。と申し上げております。行政書士も来ておられましたので、本人にも行政書士にも伝えてあります。それから、〇〇〇〇〇〇さんの方は、現地に行きましたが、気になったところはなかったんですが、近くにもう一つ畜舎がありまして、面積的に広いですね。全部を利用するように見えなかったので、1筆全てに有効利用するように計画して下さいとお願いしたところですよ。以上です。

○4番委員（○○○○○）

今、局長からの説明の中で、○○○○○さんのところが荒らしてあると言われましたが、確認されましたか。

○推進委員（○○○○○）

一応、荒らしてあるところは、牧草を植えるように指導しました。

○4番委員（○○○○○）

現在まだ荒れているという事ですか。

○推進委員（○○○○○）

今は、植え付けされているという事です。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○4番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第71号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第72号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉8号について、8月10日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、寺田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が住宅、西が住宅、南が住宅、北が田です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の北側は、農地がありますが、排水等の流れ込み等はなく、影響はないかと思えます。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、建物については、昭和63度に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第二種農地に該当します。通路・巡回スペース・倉庫として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

受理番号財部9号について、8月10日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、十文字新自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑と宅地、西が宅地と畑、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、東側と西側に農地がありますが、隣接しておらず排水等の流れ込み等はなく、影響ないかと思えます。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、建物については、平成7年に口頭契約により交換取得し、申請地を隣接する自宅の庭として利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請人は農地法の許可を得ないまま、登記簿の必要な手続きを取らないまま、平成7年に交換により取得申請地を隣接する自宅の庭として利用していたものです。ついては、庭への転用後27年が経過しており農地への復元は著しく困難で

あると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇）

確認ですけど、この2件は、どういったきっかけで申請に至ったのか。解っていれば教えてください。

○事務局（〇〇〇〇〇）

末吉8号については、おそらく申請人は、農地だと把握していなかったと思います。娘さんが今ある家をリフォームして建設したいという事で、通路の部分が農地であると融資を受けられないという事で行政書士に相談にいかれたと聞いております。

○事務局（〇〇〇〇〇）

財部9号については、きっかけは、受人である黒川さんから行政書士への相談で、先程、〇〇〇〇〇委員からもありましたラジオ放送が主なものだと思います。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

私も6月に調査した時に山林として無断転用されてた方が、ラジオを聞いて、こりゃいかんと言って夜も眠れないと言われ、申請されたケースがあったので、ラジオの効果は、少しは出てるという事で良い方法なのかなと思います。少しでも無断転用が解消できれば良いかなという事を言いたい為に長くなりました。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第72号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第73号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉5号について、8月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、三枝前自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、甘藷の低温障害を避ける為、甘藷貯蔵庫を建築する事から実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積120.6㎡に甘藷貯蔵庫であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で特に問題ないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、転用目的が甘藷貯蔵庫です。設置により耕作が不能となる面積が120.6㎡で、転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (○○○○○○)

配置図がありますが、畑に穴を掘っての貯蔵庫だと思いますが、入口はどちらからになっているのですか。

○16 番委員 (○○○○○○)

入口は、横の方の空いた道路の端になります。盛土のところからです。ブロックを積んで断熱材の上に盛土をし、電気は使わないという事です。

○13 番委員 (○○○○○○)

入口の通路は、今回の申請には、入っていないのですか。200 m²未満とは、その建物だけが200 m²未満という事なのか。通路とかは申請していないのかなと思ったものですから。

○事務局 (○○○○○○)

右下の部分の2.7mの幅が通路で、北側の道路に接しております。

○事務局 (○○○○○○局長)

今、○○○○○○委員がおっしゃったように、建物だけが用途変更になる訳ではありませんので、耕作できなくなったスペースは、全て転用なり用途変更なりしないといけないという事になります。○○○○○○委員の考えていらっしゃるとおりで思っていただければ良いと思います。以上です。

○議長 (○○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○○会長)

議案第73号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○○会長)

ここで10分間暫時休憩いたします。

(休憩：午前9時59分)

(休憩：午前10時09分)

○議長 (○○○○○○会長)

会議を再開します。議案第74号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉87については、5番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員、末吉88については、私と○○○○○○推進委員、末吉89については、4番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員、大隅90と大隅91については、8番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員、財部92と財部93については、3番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員、財部94については、14番○○○○○○委員、○○○○○○推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○17 番委員 (○○○○○○)

末吉51号は、成立です。末吉52号は、打切でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○○)

財部54号から財部59号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○○)

末吉61号は、打切です。

○2 番委員 (○○○○○○)

末吉63号は、継続です。

○11 番委員 (○○○○○○)

- 末吉 64 号の 2531-1 は、成立で、1971 は、継続です。末吉 65 号は、継続です。
- 15 番委員 (○○○○○)
- 大隅 67 号は、継続をお願いします。大隅 69 号は、成立です。
- 8 番委員 (○○○○○)
- 大隅 70 号は、継続をお願いします。
- 3 番委員 (○○○○○)
- 財部 71 号・財部 72 号は、継続です。
- 14 番委員 (○○○○○)
- 財部 73 号から財部 75 号は、継続をお願いします。
- 4 番委員 (○○○○○)
- 末吉 76 号は、継続です。
- 1 番委員 (○○○○○)
- 末吉 77 号と 78 号は、継続です。
- 11 番委員 (○○○○○)
- 末吉 79 号は、継続です。
- 13 番委員 (○○○○○)
- 末吉 80 号は、諸事情により取り下げにしてくださいとの事でした。
- 3 番委員 (○○○○○)
- 財部 81 号から 84 号は、成立です。
- 7 番委員 (○○○○○)
- 財部 85 号と 86 号は、継続です。
- 議長 (○○○○○会長)
- 大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。
- 議長 (○○○○○会長)
- 次に、議案第 75 号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
- 再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第75号農用地利用集積計画の利用権設定については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第76号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第76号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第77号事務局職員の人事異動の承認についてを議題と致します。事務局長に説明させます。ここで用紙をお配り致します。

○「用紙配布」

○事務局(○○○○○局長)

内容説明

○議長(○○○○○会長)

ただいま説明がありましたが質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第77号事務局職員の人事異動の承認については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、承認することに決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に報告第8号合意解約等の報告については、総会資料の27ページから30ページですのでご覧下さい。

○議長(○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

農政部会について

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○)

事務連絡

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和4年第8回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和4年8月22日(月) 午前10時39分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員